

「土木工事現場必携」の改定について (概要版)

土木工事現場必携の改定

第1章 一般事項

1-4 工事等の施行

(5) 建設業法等による工事現場への掲示

追加

掲示するもの：再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書

掲示場所：公衆の見やすい場所

対象工事等：一定規模以上の指定副産物を搬出、および建設資材を搬入する工事

第2章 2-2 7-2 (12) 参照

摘要：資源の有効な利用の促進に関する法律

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条第4項
建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条第4項

[2]

(資源有効利用促進法省令の一部改正による)

第2章 書類関係

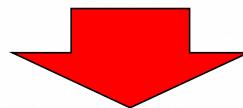
改定

2-2 書類作成の手引き

7-2. 施工計画書の作成例

(1) 南海トラフ地震に**関連する情報（臨時）**に伴う臨機の措置

南海トラフ地震に**関連する情報（臨時）**が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、次の確認を行い、必要な保全措置を講じる。



(1) 南海トラフ地震**臨時情報**に伴う臨機の措置

南海トラフ地震**臨時情報**が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、次の確認を行い、必要な保全措置を講じる。

[3]

(気象庁の変更に伴う)

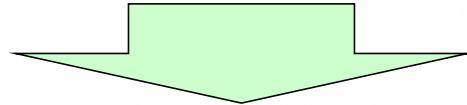
第2章 書類関係

改定

2-2 書類作成の手引き

7-2. 施工計画書の作成例

(注) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、請負代金100万円以上のすべての工事で、(一財)日本情報総合センター(JACIC)が管理運営する「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」のCREDAS機能により作成する。



注1) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、請負代金100万円以上のすべての工事で、(一財)日本情報総合センター(JACIC)が管理運営する「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成する。

注2) 指定副産物(土砂500m³以上、Co殻・As殻・建設発生木材の合計が200t以上)を搬出、または建設資材(土砂500m³以上、碎石500t以上、加熱As混合物200t以上)を搬入する工事は、再生資源利用(促進)計画書を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲示する。

(資源有効利用促進法省令の一部改正による)

第2章 書類関係

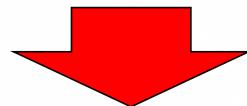
2-2 書類作成の手引き

20. 工事記録

改定

工事記録は具体的な作業内容の他に、安全活動として日々行うものは除き、定期的（月1回など）に行うもの、及び工事への影響が大きな事項として、変更通知、変更契約、工期変更（条件変更確認請求通知などは変更に対する経過書類であるため記載不要）を記載すること。また、工事完成時には、実施工程表を添付すること。

なお、提出は電子データにより行うこととする。



工事記録は、具体的な作業内容について日報等（任意様式）で記録すること。

なお、監督員から請求があった場合には、直ちに提示すること。

工 事 記 録	
工 事 名	
路線等の名称	
工 事 場	
月 日	天候
作業内容	
備考	
具体的な作業内容の他に、安全活動として日々行うものは除き、定期的（月1回など）に行うもの、及び工事への影響が大きな事項として、変更通知、変更契約、工期変更（条件変更確認請求通知などは変更に対する経過書類であるため記載不要）を記載すること。	
また、工事完成時には、実施工程表を添付すること。	

様 式
削 除

[5]

(書類の簡素化)

第6章資料 法改正、要領改定に伴う変更

令和5年1月1日施行 建設業法施行令改正

技術者の専任要件 3500万円⇒4000万円

監理技術者の配置要件 4000万円⇒4500万円